

# 令和8年度

## 「ながくてひろば」利用案内

【入会期間】 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）



### 当初申込受付期間

令和7年11月4日（火）～11月28日（金）（必着）

※令和7年度入会中の方も、毎年に応募が必要です。

※上記期間終了後は、令和8年5月以降に追加申込を予定しています。

なお、定員に空きがない場合は待機となり、空き次第のご案内となります。

長久手市 子ども部 子ども未来課 児童係

【電話】0561-56-0616



## ■目次

1. 「ながくてひろば」とは	3
2 放課後児童クラブ	5
3 長期休暇コース	7
4 放課後子ども教室	8
5 当初申込について	9
6 入会決定について	11
7 申込にあたっての注意事項	12
8 学童保育所の御案内	14

## ■令和8年度からの変更点

- ① 利用料金の見直し  
受益者負担の観点から利用料金の見直しを行いました。
- ② 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の利用コースの見直し  
保護者の就労等を理由とする「生活の場」である放課後児童クラブと、放課後の「自主学習・交流活動」を目的とする放課後子ども教室について、各目的に合わせた利用ができるように見直しを行いました。
- ③ 児童クラブ加入要件の見直し  
就労による加入要件について、勤務の終了時間を「午後2時以降」から「午後3時以降」としました。

# 1. 「ながくてひろば」とは

## (1) 利用区分の概要

長久手市が運営する放課後の児童の居場所事業「ながくてひろば」では、3つの利用区分があります。  
 なお、市内小学校に在学する児童を対象とし、通学する小学校区での利用となります。  
 また、下記の他に市が委託し父母会が運営する『学童保育所』があります。(14ページ参照)

	放課後児童クラブ	長期休暇コース	放課後子ども教室
内容	放課後の時間を過ごす預かり事業です。 《主な過ごし方》 ・自由遊び、生活の場 ・学習（宿題、自主学習） ・体験プログラム参加（※）	長期休暇時のみ利用できる預かり事業です。 《主な過ごし方》 ・自由遊び、生活の場 ・学習（宿題、自主学習）	放課後の「学び」と「体験」の場を提供する事業です。 《主な過ごし方》 ・体験プログラム参加 ・学習（宿題、自主学習）
要件	保護者が就労等により留守家庭となる児童	保護者が就労等により留守家庭となる児童	希望する児童 ※長久手小学校区では実施していません。
利用日数	月12日以上	長期休暇時の就労等により留守となる日	月11日以下
開所日時	【月曜日から金曜日】 下校後～19:00 【土曜日・長期休暇・学校休業日】 7:30～19:00	長期休暇時（始・終業式を含む）の月曜日から土曜日 7:30～19:00	月曜日から金曜日の給食のある日 下校後～16:50 ※ <u>学校の行事等により利用ができない日あり</u>
利用料	月額8,000円 (8月のみ10,000円)	年額10,000円	月額1,000円

併用可能

- 長期休暇を含めて通年利用ができます。
- 保護者全員の月12日・1日4時間以上、平日15時までの就労が必要となります。

- 長期休暇時のみ児童の居場所にお困りの方は、こちらもご検討ください。
- 学校がある日は、放課後子ども教室に通うこともできます。

- さまざまな体験プログラムにご参加いただけます。
- 16:50までのお迎えが必要です。
- 長期休暇コースと併用できます。

(※) 本市では、令和6年度から、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の両方の事業を小学校内で実施している校区において、「放課後子ども教室」のプログラムに「放課後児童クラブ」の児童も参加し、交流できる「校内交流型事業」を進めています。

## (2) 1日のスケジュール例

時間	放課後児童クラブ・長期休暇コース 7:30~19:00		放課後子ども教室 下校~16:50
	平日	土曜日・長期休暇等	平日
7:30	分団による 学校登校	保護者と登校	分団による 学校登校
8:30			
9:00	通常授業	出席・健康観察 自主学習・宿題等	通常授業
10:00		自由遊び (異学年交流)	
11:00		昼食	
12:00		自由遊び (異学年交流)	
13:00		自由遊び (異学年交流)	
14:00			
15:00	下校後 出席・健康観察 自主学習・宿題等 おやつ	おやつ	下校後 出席・健康観察 自由遊び・自主学習 体験活動等
15:30	自由遊び等 (異学年交流)	自由遊び (異学年交流)	
16:00			
16:50			
19:00	順次、保護者お迎えによる帰宅	順次、保護者お迎えによる帰宅	順次、保護者お迎えによる帰宅 ※体験活動を趣旨としているため、お迎えは16:00~16:50でお願いします。

※「登校」、「下校」の表記については、利用場所が児童館の場合も含まれます。

※「校内交流型」を実施しているところでは、放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室の体験プログラムに参加することもあります。



### 放課後子ども教室の主な体験プログラム

絵手紙教室、アロマテラピー、英語教室、読み聞かせ、伝承玩具（玩具作り）、おもしろ科学教室、キッズ防災、お話し会、折り紙教室、工作教室、紙芝居、ビンゴゲーム、クイズ大会、ビデオ鑑賞会、ヴァイオリンコンサート、生け花体験等

## 2 放課後児童クラブ

就労等により留守家庭となる児童を対象として、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供する預かり事業です。(学習指導は行いません。)

### (1) 所在地、定員など

小学校区	名称	実施場所	定員(予定)	電話番号
長久手	長久手児童クラブ	青少年児童センター内	80名	070-3799-7487
西	西児童クラブ	西小学校内	60名	070-4759-2693
東	東児童クラブ	東小学校内	60名	0561-41-8213
	東第2児童クラブ	上郷児童館内	80名	070-7567-9463
南	南児童クラブ	南小学校多目的棟内	80名	0561-41-8610
	南第2児童クラブ	長久手南児童館内	40名	090-9280-3184
北	北児童クラブ	北小学校多目的棟内	80名	0561-41-8590
	北第2児童クラブ	長久手北児童館内	80名	090-9795-5745
市が洞	市が洞児童クラブ	市が洞小学校内	70名	0561-64-2016
	市が洞第2児童クラブ	市が洞児童館内	20名	0561-64-5621

※市が洞第2児童クラブは「株式会社ポピンズエデュケア」、その他の児童クラブは「株式会社トライグループ」に運営を委託しています。

### (2) 開設日時

開設日	開設時間	備考
月曜日から金曜日	下校時から19時まで	保護者の迎えが必要
土曜日、長期休暇期間、学校休業日	7時30分から19時まで	保護者の送迎が必要

※土曜日については、就労等により留守家庭となる等、市が必要と認めた場合のみ利用できます。青少年児童センターでの合同保育を予定しています。

※保護者の就労時間等に合わせて送迎していただきます。

※平日の代休日は実施します。給食がない日は、お弁当と水筒を持参してください。

### (3) 閉所日

日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)

## (4) 対象児童

- ア 市内小学校在学中の1年生から6年生までの児童
  - イ 上記児童の保護者等（同一地番内に居住する令和8年4月1日時点で満20歳以上65歳未満の人）が、以下の条件のいずれかにより、**継続的に児童を育成できない場合** ※在宅勤務も対象です。
    - (ア) 月12日以上、1日4時間以上の就労かつ終業時間が午後3時以降であり、学校終了後に家庭にいない場合。
    - (イ) 疾病や負傷または精神、身体に障がい有している場合。
    - (ウ) 就学等のため、児童を保育することができない場合。
    - (エ) 親族を常時介護をしている場合。
    - (オ) 上記以外に明らかに児童の育成ができないと認められる場合。
- ※ 保護者が求職中、育児休業中や開設時間内に送迎ができない方は、お申込みできません。

## (5) 利用料（児童1人あたり） ※利用料の減免は12ページをご覧ください。

利用区分	利用料
児童クラブ（月12日以上）	月額8,000円/8月のみ10,000円

- ※同一世帯で2人以上が同時に児童クラブを利用する場合、**2人目以降の利用料は半額**とします。
- ※月の途中での入会・退会の場合も、利用料の日割りは行いません。
- ※長期休暇中に予定している昼食注文（希望者のみ）の費用は別途徴収します。

## (6) その他

- ・希望者多数により「放課後児童クラブ」に入会できなかった場合、「長期休暇コース」や「放課後子ども教室」を利用することができます。「放課後児童クラブ」申込時に希望する利用区分にチェックしてください。
- ・「放課後児童クラブ」に入会決定した場合は、長期休暇時も利用ができますので、「長期休暇コース」を申し込む必要はありません。
- ・南・北・東・市が洞小学校区は、申込時に希望の場所（小学校内または児童館内）を選択できますが、定員を超える申込があった場合は、**抽選番号で決定**します。  
なお、申込の人数が定員を超えない場合は、小学校内を優先します。
- ・同小学校区内の児童クラブ間の移籍希望への対応はできません。移籍を希望される場合は、入会決定している児童クラブを辞退し、改めて追加申込していただく必要があります。

### よくあるQA

市ホームページに「よくあるQA」を公開しています。  
ご一読の上、お申込みください。



<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/kodomobu/kodomomiraika/1/4/25415.html>

### 3 長期休暇コース

保護者が就労等により留守家庭となる児童を対象として、長期休暇時（春休み（4月）、夏休み、冬休み、春休み（3月））に適切な遊び及び生活の場を提供する預かり事業です。

#### (1) 所在地、定員など

小学校区	実施場所	定員(予定)	電話番号
長久手	青少年児童センター内	60名	070-3799-7487
西	西小学校内	60名	070-4759-2693
東	東小学校内	60名	0561-41-8213
南	南小学校内	60名	0561-41-8610
北	北小学校内	60名	0561-41-8590
市が洞	市が洞小学校内	60名	0561-64-2016

※「株式会社トライグループ」に運営を委託します。

#### (2) 開設日時

開設日	開設時間	備考
各学期の始業式、終業式 ※年度初めの春休みは4月1日から1年生の給食開始日前日まで	下校時から19時まで	保護者の迎えが必要
長期休暇期間中の月曜日から土曜日まで	7時30分から19時まで	保護者の送迎が必要

※土曜日については、就労等により留守家庭となる等、市が必要と認めた場合のみ利用できます。青少年児童センターでの合同保育を予定しています。

※保護者の就労時間等に合わせて送迎していただきます。

#### (3) 閉所日

日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

#### (4) 対象児童 ※以下のいずれも満たす児童

ア 市内小学校在学中の1年生から6年生までの児童

イ 上記児童の保護者等（同一地番内に居住する令和8年4月1日時点で満20歳以上65歳未満の人）が、以下の条件のいずれかにより、継続的に児童を育成できない場合 ※在宅勤務も対象です。

(ア) 1日4時間以上の就労により長期休暇中に家庭にいない場合。

(イ) 疾病や負傷または精神、身体に障がい有している場合。

(ウ) 就学等のため、児童を保育することができない場合。

(エ) 親族を常時介護をしている場合。

(オ) 上記以外に明らかに児童の育成ができないと認められる場合。

※保護者が求職中、育児休業中や開設時間内に送迎できない方は、お申込みできません。

#### (5) 利用料（児童1人あたり）※利用料の減免は12ページをご覧ください。

利用区分	利用料
長期休暇コース	年額10,000円

※同一世帯で2人以上が同時に長期休暇コースを利用する場合、2人目以降の利用料は半額とします。

※4月に徴収します。年度の途中で入会・退会の場合も、利用料の月割りは行いません。

※長期休暇中に予定している昼食注文（希望者のみ）の費用は別途徴収します。

## 4 放課後子ども教室

子どもたちが安全・安心に集える居場所として、放課後などに学校の余裕教室や敷地内施設を利用し、地域の方々の協力を得ながら様々な体験・自主学習・交流活動を行う事業です。

放課後児童クラブや学童保育とは異なり、仕事がある御家庭の保育（預かり）事業ではなく、当該小学校に就学する児童を対象とした、子どもが地域で健やかに育まれる環境づくりを推進する居場所事業です。

### (1) 所在地など

小学校区	名称	実施場所	電話番号
長久手	※実施していません	—	—
西	西小子ども教室	西小学校内	0561-64-5951
東	東小子ども教室	東小学校内	0561-41-8212
南	南小子ども教室	南小学校多目的棟内	0561-63-2331
北	北小子ども教室	北小学校多目的棟内	0561-41-8541
市が洞	市が洞小子ども教室	市が洞小学校内	090-4401-1529

※「株式会社トライグループ」に運営を委託します。

### (2) 開設日時

開設日	開設時間	備考
月曜日から金曜日までの給食のある日	下校時から16時50分まで	保護者の迎えが必要

※1年生の給食開始日から開始します。長期休暇コースのお申込みと併用できます。

※体験活動を趣旨としているため、お迎えは午後4時以降にお願いいたします。

### (3) 閉所日

土曜日、日曜日、祝日、長期休暇等、その他学校の行事により利用ができない日など  
(個人懇談日、就学時健診日等)

### (4) 対象児童

市内小学校在学中の1年生から6年生までの児童

※保護者が開設時間に送迎できない方は、お申込みできません。

### (5) 利用料（児童1人あたり） ※利用料の減免は12ページをご覧ください。

利用区分	利用料
子ども教室（月11日以下）	月額1,000円

※同一世帯で2人以上が同時に放課後子ども教室を利用する場合も、児童1人あたり月額1,000円の利用料となります。

※月の途中での入会・退会の場合も、利用料の日割りは行いません。

※実施プログラムによっては、別途実費負担が必要な場合があります。

放課後子ども教室ではさまざまな体験プログラムを用意しますが、プログラムによっては対象学年を限定したり、1日の参加人数を制限し、複数日実施したりするなど、より良い環境で参加できるよう工夫する予定です。

そのため、人気のある体験プログラムの場合は、参加できない（放課後子ども教室を利用できない）場合がありますので、あらかじめご了解ください。

## 5 当初申込について

### 注意事項

- ・ 申込内容及び提出データ等に不備がないことが確認された時点で、申込完了となります。すべての必要書類をそろえたうえで、提出するようご協力ください。
- ・ 不備があった場合は、ショートメッセージサービスや郵送でお知らせします。
- ・ 不備があった書類の再提出を含め、期限を過ぎた申込は受付できません。

### (1) 申込期間

令和7年11月4日(火)から11月28日(金)午後5時まで

※上記期間終了後は、令和8年5月以降に追加申込を予定しています。

なお、定員に空きがない場合は待機となり、空き次第のご案内となります。

### (2) 申込方法

下記いずれかの方法でお申込みください。

※特別な配慮が必要な児童は、世帯状況に関わらず市役所子ども未来課窓口で直接お申込みください。

※現在、在籍している場合も、放課後児童クラブや放課後子ども教室への提出はできません。

申込方法	提出先
①電子申請 *推奨*	下記URLまたはQRコードの市ホームページに掲載の申請フォームからお申し込みください。  ※送信完了メール（自動配信）を受信したことをご確認ください。 ※加入要件確認書類は、PDFデータまたは写真データを添付してください。 原本は、いつでも提出できるように保管してください。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">市ホームページはこちらから → <a href="https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/kodomo-bu/kodomomiraika/1/4/25414.html">https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/kodomo-bu/kodomomiraika/1/4/25414.html</a></div> 
②郵送 【必着】	申込書類一式を郵送してください。 <u>令和7年11月28日(必着)</u> 配達の日数などを考慮し、余裕を持って提出してください。郵送の際は、封筒及び切手を御準備いただく必要があります。任意で簡易書留等を御利用ください。  宛先 〒480-1196 長久手市岩作城の内 60 番地 1 長久手市役所 子ども部 子ども未来課 ながくてひろば担当 宛て
③専用ポスト（市役所子ども未来課窓口）	市役所子ども未来課⑩番窓口の専用ポストに申込書類一式を投函してください。 ※窓口での書類確認は行いません。 ※特別な配慮が必要な児童の場合は、窓口で直接お申し込みください。 専用ポスト 平日 8:30~17:00（土、日、祝日を除く）

### (3) 申込書類 (市ホームページからダウンロード可能)

必要書類		提出が必要な家庭	備考
①	入会申込書 (第1号様式) ※児童1名につき1部	全家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請の場合、申請することで提出とみなします。</li> <li>・1回の申請できようだい全員分の申請をしてください。</li> </ul>
②	加入要件確認書類	「放課後児童クラブ」または「長期休暇コース」申込家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年4月1日現在、満20歳以上から65歳未満の同居 (同一地番内に居住) の全ての保護者等について、該当する書類の提出が必要です。</li> <li>※単身赴任等で市内に住民票がない方は不要</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     詳細は下記「②加入要件確認書類について」をご確認ください。                 </div>
③	賃貸借契約書の写し又は建築契約書等の写し	長久手市に転入予定の方	

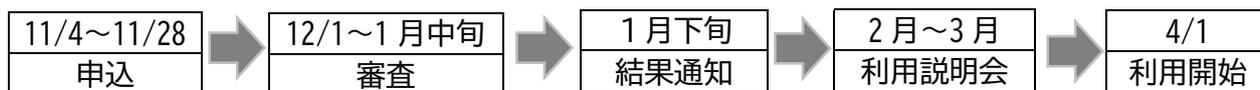
※上記以外にも審査をする上で書類が必要になる場合があります。

#### ②加入要件確認書類について

加入要件	書類名	備考
保護者の就労	・就労証明 (申告) 書  (自営代表者の場合) いずれかの写しを就労証明書に添付してください。 ・最新の確定申告書 (第一表・第二表) ・最新の青色申告承認申請書 ・開業届 (令和7年度開業の方に限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日4時間以上 (児童クラブ申込の場合、加えて月12日以上かつ勤務終了が午後3時以降) の就労が必要です。</li> <li>・令和7年9月1日以降勤務先で証明を受けてください。</li> <li>・勤務先が複数ある場合は複数枚提出することができます。</li> <li>・就労状況 (予定) 確認のため、勤務先等へ確認することがあります。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     御本人が代表者様で左記の書類が提出できない場合は、子ども未来課児童係までお問い合わせください。                 </div>
保護者の疾病等	いずれかの写し1つ ・診断書 ・障害者手帳等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断書は、診断期間が分かるものが必要です。</li> <li>・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等を所持しており、家庭での保育が困難な場合です。</li> </ul>
保護者の就学	・在学証明書及びカリキュラム等の写し	・学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に通学、または通信教育課程でスクーリングがある場合が対象です。
保護者が介護をしている	いずれかの写し1つ ・診断書 ・手帳等 ・介護認定等分かるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断書は、常時介護が必要と判断できる介護対象者のもので、かつ、入会の必要期間が分かるものが必要です。</li> <li>・手帳等とは介護対象者の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等です。</li> </ul>
その他	上記以外に明らかに児童の育成ができない事由の場合は、子ども未来課まで御相談ください。	

## 6 入会決定について

### (1) 申込から活動開始までの流れ



入会の承諾・不承諾決定通知は、令和8年1月下旬に当初申込み者全員自宅へ郵送予定です。通知前の決定についてのお問合せには一切お答えできません。

### (2) 入会決定については、市の定める基準に基づき優先度を判断します。

定員を超える申込みがある場合、学年、就労状況（月の就労日数、1日の就労時間数）、家庭状況（ひとり親、生活保護、父又は母が単身赴任の世帯には加点等）等をもとに指数を付け優先度を判断します。同居の保護者のうち、就労等の条件が最も低い方で審査します。

定員を超える等、申込み状況によっては待機となる場合があります。待機となった方で、入会が可能となった場合は、お電話にて入会を御案内します。

### (3) 同指数、同学年の場合は、下記のとおり公開抽選により優先順位を決定します。

抽選番号は、「①ながくてひろば入会申込書(第1号様式)」電子申請時にシステムが自動的に1～45の番号のいずれかを付番します。なお、窓口や郵送により提出された方については、事務局が電子申請システムにより抽選番号を付番します。

#### 公開抽選

日時：令和7年12月10日（水）午前10時から

場所：エコハウス多目的室

内容：子ども未来課が1～45の番号が入った抽選箱からくじを1つ引き、優先順の始めとなる番号を決定します。抽選の結果については、公開抽選日以降に市ホームページにて公開。参加申込不要。

駐車場：市役所北側駐車場（エコハウスの駐車場は利用できません。）

（例）下表は、くじで「5」が引かれた場合です。

抽選番号の「5」、「6」、「7」・・・「4」の順に入会決定となります。

優先順位	1	2	3	4	5	…	41	42	43	44	45
抽選番号	5	6	7	8	9	…	45	1	2	3	4

### (4) 就労等の要件を満たしている場合でも、保護者の就労状況や他の要件等により、放課後児童クラブで過ごす時間が短いことが見込まれる場合は、入会決定の際に他の人を優先することがあります。

### (5) 次のア、イに該当される場合は、入会をお断りすることがあります。

ア 開設時間内にお迎えが間に合わない可能性がある場合。

イ 入会審査時点で利用料の滞納がある場合。

### (6) 放課後児童クラブに関して、校区内2箇所開設（東、南、北、市が洞小校区）については、きょうだい別々の放課後児童クラブを希望することはできません。市の定める基準に基づき、きょうだいと同じ放課後児童クラブになるように調整します。ただし、定員を超えた児童についてはきょうだいであっても待機となります。

### (7) 当初申込みの算定基準日は、令和7年12月10日（水）です。

### (8) 令和8年4月1日以降、長久手市内の学童保育所に入所が確認できた場合は、放課後児童クラブの待機からは除外されます。

### (9) 「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の併用はできません。

### (10) 関係機関や保護者の方へお子様の様子について何う場合があります。

## 7 申込にあたっての注意事項

### (1) 申込について

- ・ 虚偽の内容により申請された場合は、入所決定を取り消す場合があります。
- ・ ながくてひろばのすべての利用区分において、毎年の申込みが必要です。次学年も利用する場合は、再度お申込みください。
- ・ 当初申込受付は、令和8年9月30日までに入会希望する方（育児休業から復帰する場合を含む）が対象です。加入要件確認書類は、上記期間内での要件が確認できる書類を提出してください。書類の有効期限が過ぎた場合は、入会後に提出を求めることがあります。
- ・ 「放課後児童クラブ」、「長期休暇コース」において、保護者が求職中、育児休業中は利用できません。

### (2) 利用区分の変更について

- ・ 一度入会決定された利用区分の変更はできません。  
（例：「放課後子ども教室」から「放課後児童クラブ」に変更、「放課後児童クラブ」から「長期休暇コース」に変更など）
- ・ 利用区分を変更する場合、一度退会し、新たに追加申込することとなります。なお、「放課後児童クラブ」は、希望するクラスの受入れ状況や就労の状況などの要因から待機となる可能性があります。

### (3) 利用料の納付について

- ・ 利用料の支払い方法は、原則、口座振替です。
- ・ 振替日は毎月5日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）です。  
口座振替がエラーになりますと、後日納付書を御自宅宛てに発送します。期限までにお支払いがない場合には、利用を停止すること、次年度からの申込みをお断りすることがあります。また、納入した利用料は、原則、返金しませんので御注意ください。  
なお、以下に当てはまる場合には、利用料が減免されます。

#### 利用料の免除等について

減免対象	免除	申請方法
① 生活保護世帯	全額減免	「利用料免除申請書(第4号様式)」を子ども未来課へ提出して下さい。
② 児童扶養手当の受給資格者世帯（全額支給停止除く）	半額減免	「利用料免除申請書(第4号様式)」を子ども未来課へ提出して下さい。
③ 前年度及び当該年度の市町村住民税が非課税世帯(扶養義務者含む)		「利用料免除申請書(第4号様式)」を子ども未来課へ提出して下さい。
④ 就学援助対象世帯		「利用料免除申請書(第4号様式)」及び「就学援助認定通知書の写し」を子ども未来課へ提出して下さい。
⑤ その他	※災害などやむを得ない事情により市長が必要と認める者（必要である内容を確認し、決定します。）	

※①②③④に該当する場合は、免除申請書の提出が必要となります。

※⑤に該当すると思われる場合は、子ども未来課にご相談ください。

#### (4) 退会について

- ・ 年度途中で「ながくてひろば」を退会される場合には、退会月の前々月の末日までに市役所子ども未来課へ届出が必要です。なお、4月、5月は退会することができません。
- ・ 退会の手続がされない限り、年度内は利用登録が継続されるため、利用の有無に関わらず、利用料を徴収いたします。徴収した利用料は、原則返金しませんので御注意ください。

#### (5) 利用時間の厳守

- ・ お迎え時間は、必ず守ってください。お迎え時間は、保護者が各クラブにお迎えに来た時間ではなく、児童と一緒に門を出る時間を指します。時間帯によっては、駐車場が混み合う場合もありますので、お迎え時間に遅れることのないように余裕を持ってお越してください。
- ・ 学校及び施設の管理運営上支障があるため、お迎え後は速やかに御帰宅ください。利用時間をお守りいただけない方については、利用停止となることもあります。万が一お迎えが遅れる場合は、必ず各児童クラブ・子ども教室に御連絡ください。

#### (6) 警報等緊急時などの事業の中止について

- ・ 長久手市において、特別警報・暴風警報及び東海地震注意報・東海地震予知情報（警戒宣言）、熱中症特別警戒情報が発表又は発令された場合については、別途お知らせします。

#### (7) その他

- ・ 市が許可した機関（新聞社等）により、活動等の様子を撮影し、テレビ、新聞、市広報等に報道や掲載されることがあります。撮影を希望されない方は、スタッフまでお知らせください。
- ・ 集団での活動となりますので、事前に事業内容及びルール、施設の規則を理解し、承諾した上で申込及び利用をお願いします。
- ・ 災害、ケガ・病気等の緊急時の連絡のため、緊急連絡先の登録が必要です。
- ・ 記載された内容以外に、安全配慮上必要と判断した場合は、事業の内容を変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

#### よくあるQA

市ホームページに「よくあるQA」を公開しています。  
ご一読の上、お申込みください。



<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/kodomobu/kodomomiraika/1/4/25415.html>

## 8 学童保育所の御案内

ながくてひろばの他に、市が委託している学童保育所（公設民営）があります。  
詳細については、各学童保育所に直接お問い合わせください。

### (1) 名称、所在地、電話番号など

名 称	所 在 地 電話番号	小学校区	入所説明会（予定）
長久手学童保育所	久保山 2308 番地 電話 62-9466	西	令和7年12月7日（日）
長久手長南学童保育所	宮脇 903 番地 電話 61-2003	長久手、 南、東	令和7年11月8日（土） 令和7年12月7日（日）
長久手北学童保育所	岩作落合 203 番地 電話 63-5310	北	令和7年12月7日（日）
市が洞学童保育所	卯塚一丁目 101 番地 電話 56-1143	市が洞	令和7年12月7日（日）

### (2) 対 象

市内小学校在学中の1年生から6年生まで

### (3) 主な開所日時

開 設 日	開設時間	延長保育
月曜日から金曜日まで	下校時から18時30分まで※	19時まで※
土曜日	8時から18時30分まで※	
春休み・夏休み・冬休みなど	7時45分から18時30分まで	

※開所時間、延長保育の時間・料金は、学童保育所により異なります。

### (4) 閉所日

日曜日、祝日、年末年始、お盆休み

※公設の学童保育所と放課後児童クラブの利用は併用できません。どちらも入会決定した場合は、どちらか一方の入会を辞退していただくことになります。